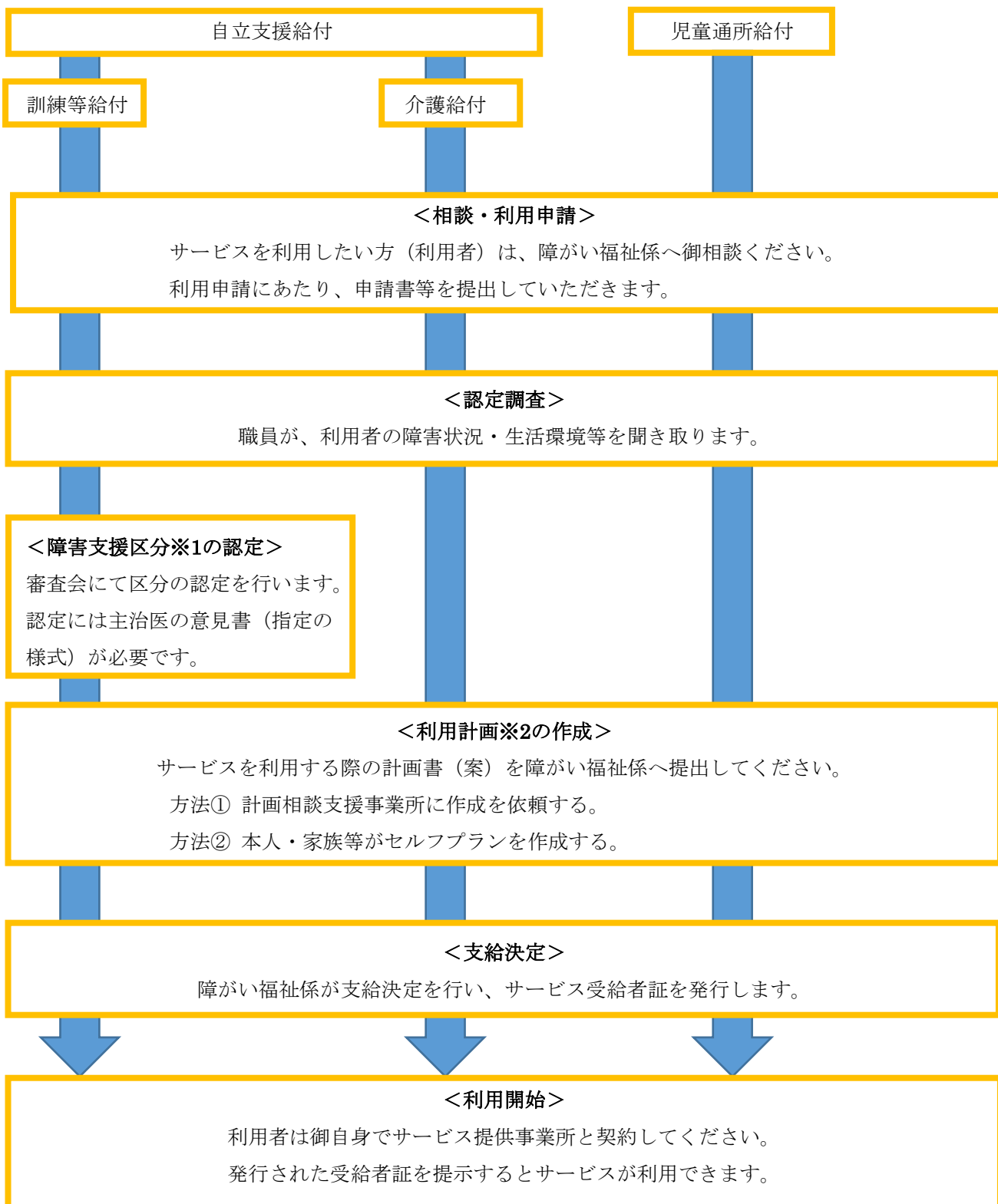


## ●障害福祉サービスの手続の流れ

自立支援給付・児童通所給付を利用するために必要な手続（個人番号の記入が必要）は次のとおりです。

※受給者証には有効期限があります。サービス利用を継続したい方は更新手続が必要となります。

※難病患者等（障害者総合支援法第4条第1項に定める疾病に該当する方）、発達障害の方も対象です。対象者の確認をするために、医師の診断書等の提出が必要となります。事前に御相談ください。



## ※1 障害支援区分とは

障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分です。区分1～6のうち、区分6の方が必要とされる支援の度合いが高いです。認定をうけるためには認定調査、医師の意見書が必要です。

◎「介護給付」は、障害支援区分の認定が必要です。

◎「訓練等給付」は、障害支援区分の認定は不要（一部例外あり）ですが、認定調査が必要となります。

## ※2 利用計画

各種サービスを利用するためには、サービス等利用計画書（障害児支援利用計画書）（案）の作成・提出が必要です。

詳しくは、障がい福祉係にお問合せください。 ☎ 0584-22-7520